

議案第 55 号
議決第 号

始良市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日
始良市長 湯元 敏浩

始良市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市体育館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表始良市加治木体育館の項を削る。

第 3 条第 1 項の表始良市加治木体育館の項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第 6 条、第 13 条関係)

(1) 始良市始良体育センター使用料

区分			使用料
専用使用	アマチュアスポーツに 使用する場合	高校生以下の児童生徒	220円
		上記以外の者	440円
	その他に使用する場合		1,320円
一部使用 (半面未満)	高校生以下の児童生徒		50円
	上記以外の者		110円
照明施設			220円

備考

- 1 金額は、1 時間当たりの使用料とする。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間が30分以内の場合は1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額、30分を超え 1 時間以内の場合は 1 時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 4 半面を使用するときの使用料（照明施設も含む。）は、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額を徴収する。

5 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

6 使用者が入場料を徴収する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 始良市蒲生体育館「おおくすアリーナ」使用料

区分			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
専用使用	アマチュアスポーツに使用する 場合	高校生以下の児童生徒	350円	1,050円
		上記以外の者	700円	
	その他に使用する 場合		2,100円	3,150円
	照明施設			1,650円
一部使用	卓球	高校生以下の児童生徒		50円
		上記以外の者		110円
	バドミントンコート	高校生以下の児童生徒		50円
		上記以外の者		110円
	バレーボールコート	高校生以下の児童生徒		110円
		上記以外の者		220円
	バスケットボールコート	高校生以下の児童生徒		160円
		上記以外の者		330円
照明（一回路6灯）			100円	
舞台				130円
会議室				130円
附帯設備	アリーナ音響			130円
	温水シャワー			100円

備考

- 1 金額は、1時間当たりの使用料とする。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 4 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設及び附帯設備を除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。